

# 鹿児島県 有機農業情報

No. 2 H21.7

発行：農業開発総合センター  
〒899-3401  
南さつま市金峰町大野2200  
TEL 099-245-1118  
FAX 099-245-1130

## 有機農業の支援について（農政部 食の安全推進課 099-286-2891）

県では、昨年8月に鹿児島県有機農業推進計画を策定し、①県民の理解と関心の増進、②有機農業に取り組む農業者への支援、③有機農業に関する技術等の開発・普及の3つを具体的な施策の柱として位置付け、現在、その効果的な推進に努めています。

ここでは、本年度における主な取組を紹介します。

### 1 有機農業アンテナほ場の設置

有機農業に利用可能な除草・病虫害管理技術等の実証を行いながら、普及指導員の技術研修会や慣行栽培農家との交流等の場として活用していきます。

#### ○ 有機農業アンテナほ場の概要

実証品目	設置場所	アンテナほ場の実証内容	実証面積
なす	蒲生町	施肥法,マルチ資材,品種の違いによる収量比較実証	4 a
さつまいも	湧水町	生物農薬（B T剤）による防除技術実証	60 a
たまねぎ	始良町,湧水町	適用品種,栽培方法の確立	—
普通期水稻	始良町	有機栽培での除草技術等の実証	20 a
野菜類	始良町	有機栽培による野菜類の栽培実証	20 a

### 2 有機JAS認定手数料の一部助成（詳しくは県HPを参照してください）

消費者が有機農産物を容易に入手できるよう、有機JAS農産物の流通量の拡大を目指して、今年度も有機JAS認定手数料の一部助成を実施します。

#### 【制度の概要】

- 対象者：県内に在住しかつ、県内にほ場のある農業者で、有機農産物の生産行程管理者
- 対象取組：新規又は1年間に規模拡大を図った場合
- 助成率：新規、規模拡大ともに認定手数料の1年目：1/2以内、2年目：1/3以内、3年目：1/4以内で、助成金の上限は年間30,000円/1件
- 申請手続：来年1月31日までに、下記の書類を添付し、県農政部食の安全推進課へ申請  
提出書類：① 助成金交付申請書、② 実績報告書、③ JAS認定書の写し  
④ 登録認定機関の証明書、⑤ 認定手数料支払い領収書の写し  
⑥ 県税納税証明書（県税の未納がないことの証明書）

有機農業で活用できる試験成績等の紹介

## 有機農業の技術確立を目指した試験研究の取り組み！

(農業開発総合センター企画調整部 099-245-1114)

有機農業は、慣行栽培に比べて生産が不安定であるため、生産安定のための早急な技術確立が求められています。耕種的防除や天敵を利用した防除法、堆肥の利用法など、有機農業に活かせる試験研究成果はいくつかありますが、実際に有機農業を行った試験研究成果は、全国的にも少ないのが現状です。このような背景から、当センターでは、本年度から5年間、「本県の気象条件に対応した有機農業技術体系確立事業」に取り組むこととしましたので紹介します。

### 1 事業の特色

本事業では、栽培や病害虫、土壌肥料、加工の各部門が連携して、実際に有機農業に取り組みながら、有機農業の問題点を解決し、技術確立を行っていきます。本県の有機農業は茶と野菜類が多いことから、本部（南さつま市）では野菜類、茶業部（南九州市）では茶を対象として試験を行っています。

### 2 試験の実施状況

野菜類では、現在、きゅうりについて、有機栽培に適した品種を選定しています。それと並行して、有機栽培に利用できる農薬や肥料の有効性評価、有機栽培きゅうりの食味・成分評価を行っています。また、県内の有機農業の実態調査も、各部門の研究員が連携して行っています。

茶では、「やぶきた」と「おくみどり」の成木で、慣行栽培から有機栽培へ移行した影響を調査し、対策を検討しています。



写真1 有機栽培のきゅうり（検討会風景）



写真2 有機栽培に移行した茶園（せん定後）



写真3 きゅうりの食味試験

### 3 今後の展開

野菜類については、県内で栽培面積の多い品目を中心に、今後取り組む品目を増やしていきます。茶については、本誌第1号で紹介した「送風式捕虫機」や天敵、フェロモン等を利用した防除法、施肥、整枝、荒茶加工技術等を試験します。最終的には、それぞれで得られた個別技術等を組み合わせ、体系化していく予定です。

有機農業で活用できる試験成績等の紹介

## 早期水稲栽培地帯における指標生物の選抜

(農業開発総合センター生産環境部病理昆虫研究室 099-245-1155)

### 1 研究目的

南九州の早期水稲栽培地帯において、農法・農業技術による影響を受けやすい生物種について調査し、農業に有用な指標となる生物種候補を選抜する。

### 2 調査地域

- ・環境保全栽培地域（「特別栽培米」，「農地・水・環境向上対策」に取り組んでいる地域）  
4集落，各1圃場
- ・慣行栽培地域 3集落，各1圃場

### 3 調査方法



水田内の捕虫網によるすくい取り



水田周縁部に設置した落とし穴トラップ



水田周辺部に設置した粘着トラップ



水田周縁部の見取り調査

### 4 農業に有用とみられる指標生物候補



ヤサガタ  
アシナガグモ



アシナガ  
グモ



ハラクロ  
コモリグモ



キクヅキ  
コモリグモ



イナダハリゲ  
ゴモリグモ



イモゴモリ  
グモ



カニグモ



ナツアカネ



ニホンアカガエル



ヌマガエル



ナミテントウ



ナナホシテントウ

本県の早期水稲の慣行栽培でも病虫害防除回数が少なく、農業に有用な生物がいろいろと見つかっています。

## アブラナ科野菜の鱗翅目害虫の防除対策

(始良・伊佐地域振興局 農政普及課 0995-63-8219)

9月～10月は、はくさいやキャベツ、だいこん等のアブラナ科野菜の栽培が本格化する時期であり、その際鱗翅目害虫（ヨトウムシ類）が問題となります。そこで、これまでの実証の結果を参考に鱗翅目害虫の被害軽減対策について紹介します。

### 1 防虫ネットによる被害軽減

侵入防止効果のある防虫ネットの目合いは、害虫の種類によって異なります（表1）。

平成20年度だいこん栽培での防虫ネットを使った鱗翅目害虫防除実証では、は種直後から防虫ネットで覆い、裾部分も土に埋めて隙間からの成虫及び幼虫の侵入を防ぎました（図1）。その結果、無処理区の被害率は9月は種で41%、10月は種で9%となったのに対し、実証区では被害は認められませんでした（表2）。また、は種期を遅らせることで被害を軽減できました。しかし、は種を遅らすことは収穫期間が短くなるため、早期のは種は必要であり、その際は防虫ネットの活用が有効です。

表1 侵入防止のネットの目合い

目合い	侵入防止できる害虫
2～4mm	ヨトウガ類, モンシロチョウ(アオムシ) ハイマダラノメイガ(シンクイムシ)
1.0mm以下	コナガ, カブラハバチ
0.8mm以下	アブラムシ類, キスジノミハムシ
0.6mm以下	ハモグリバエ類
0.5mm以下	アザミウマ類
0.4mm以下	コナジラミ類

表2 鱗翅目害虫による食害率(%)

	実証区 (目合2mmネット)	無処理区 (露地栽培)
09/22は種	0%	41%
10/15は種	0%	9%



図1 防虫ネット(裾を埋める)

### 2 交信かく乱剤による鱗翅目害虫の侵入防止

交信かく乱剤は鱗翅目害虫の交信を阻害し、交尾・産卵を抑制する作用があります。

この交信かく乱剤(コンフューザーV)の防除実証を平成19～20年に実施しました。

交信かく乱剤を設置したほ場内外のフェロモントラップ捕獲数は、ほ場の外側がH19が約6,200頭、H20は約1,700頭、ほ場の内側はH19が3頭、H20が4頭で、交信かく乱剤の効果が確認できました（図2）。また、ほ場内のハスモンヨトウの食害も少なくなりました。

交信かく乱剤使用の留意点として、設置ほ場面積は1ha以上必要なこと、モンシロチョウやハイマダラノメイガ等には効果が無いことがあげられます。

今後、アブラナ科野菜の安定生産のために、今回紹介した対策に加え、BT剤等の生物農薬による防除を組み合わせた体系に取り組む予定です。

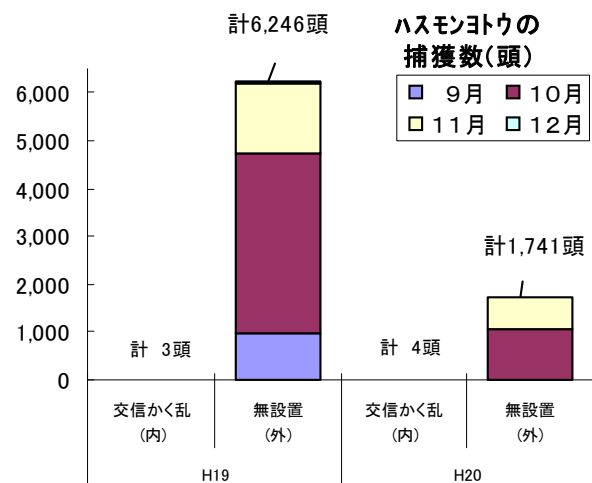


図2 交信かく乱剤の侵入防止効果

※栽培期間 H19: 9～12月

H20: 10～12月